

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月7日
【計算期間】	第1特定期間（自 平成20年11月7日 至 平成21年4月8日）
【ファンド名】	ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型） ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
	年2回		ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年4回				その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
不動産投信	年6回 (隔月)					
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)					
資産複合 ()	日々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング				その他 ()

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 公債)) 資産複合 ()	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
	年2回		ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
	年4回				その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	年6回 (隔月)					その他 ()
	年12回 (毎月)					
	日々					
	その他 ()					

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネー・ジメンツ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。

補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

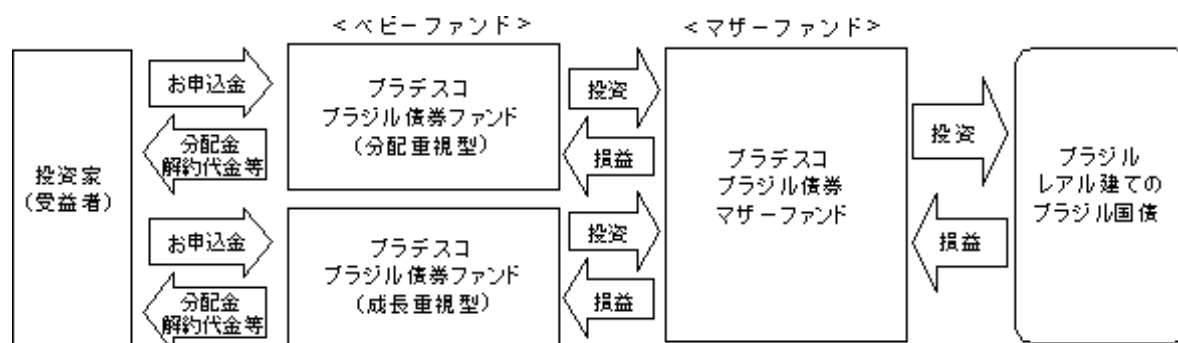
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

運用はファミリーファンド方式により行い、ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）への投資を通じて、ブラジルリアル建てのブラジル国債への実質的投資を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



<ファンドの特色>

1 ブラジルリアル建てのブラジル国債を中心に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

- ・主として、ブラデスコブラジル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、ブラジルリアル建てのブラジル国債を中心に投資を行います。
- ・投資環境等を勘案して、一部、ブラジルリアル建ての国際機関債・政府機関債等に投資する場合があります。

2 ブラデスコ・アセットマネジメントにマザーファンドにおける債券等の運用の指図に関する権限を委託します。

3 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場の変動による影響を受け、投資元金を割り込むことがあります。

4 「分配重視型」と「成長重視型」があります。※1

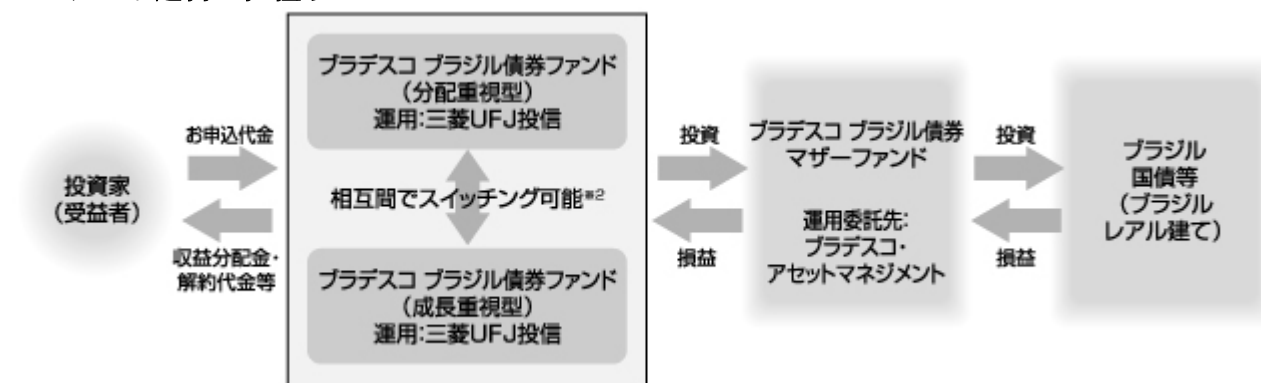
- ・原則として、「分配重視型」は毎月の決算時（毎月8日、休業日の場合は翌営業日）に、「成長重視型」は年2回の決算時（4月8日および10月8日、休業日の場合は翌営業日）に、信託約款の運用の基本方針に定める「収益分配方針」に基づき分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・「分配重視型」と「成長重視型」はスイッチング（乗換え）が可能です。※2

※1 販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取り扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

※2 スwitchingの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。また、お申込みするファンドに対して追加設定時信託財産留保額がかかります。スイッチングの申込手数料は、販売会社が定めるものとします。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

■ファンド運営の仕組み



◆三菱UFJ投信は、受け取った信託報酬（委託会社分）の一部をブラジルのアマゾン環境保全基金に寄付します。

- ・寄付先や寄付金額等については三菱UFJ投信のホームページ等にて開示します。（寄付先・寄付金額などは将来変更されることがあります。）

－アマゾン環境保全基金（The Sustainable Amazonas Foundation）とは－
2007年12月、アマゾン州政府とブラデスコ銀行が、アマゾンの森林保全や地域住民の生活品質の向上などを目的に設立した基金です。現在、森林保全への協力などを条件に、森林保護地区の住民へ手当を支給するプロジェクト『BOLSA FLORESTA（森林の財布）』が進められています。



<ご参考> ブラジル債券投資の魅力

ブラジルのレアル建て国債への投資には、以下に掲げる魅力があります。



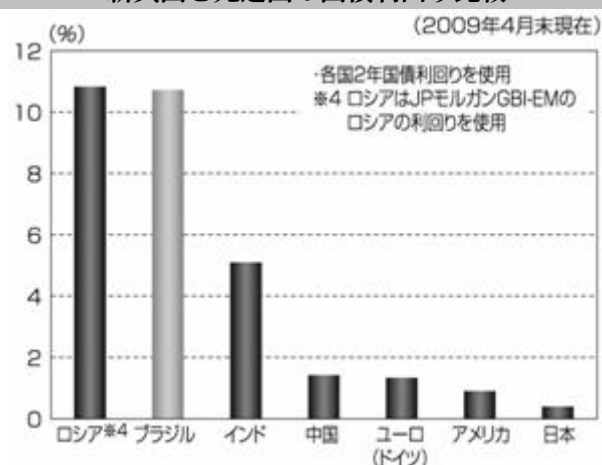
高い金利水準

- ブラジルは他国に比べて金利水準が高く、魅力ある投資対象と考えられます。

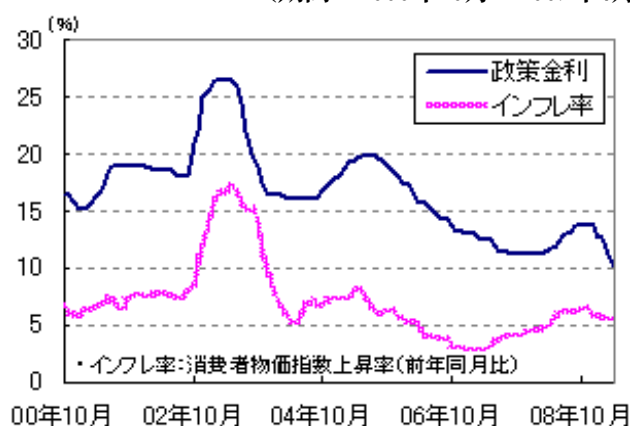
- ブラジルの高金利の要因の一つに、インフレ対策^{※3}が挙げられます。

※3 過度のインフレを抑える目的等のため、中央銀行が政策金利を高くする政策をとっています。

新興国と先進国の国債利回り比較



ブラジルにおけるインフレ率と政策金利（SELIC）の推移
(期間：2000年10月～2009年4月)



(出所) ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

- ・上記グラフの利回りは現地通貨ベースで表示しているため、為替変動リスクの影響を受け、円ベースでは表示した利回りと異なることがあります。
- ・上記各グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

ブラジルの政策金利の動向等により、当ファンドが投資対象とする債券の利回りは変動します。このため、必ずしも長期にわたり現状の利回り水準を維持できるとは限りません。また、複数国に投資した場合に比べ、ファンドが投資対象とする債券の利回り変動幅が大きくなる場合があります。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット（JPモルガン GBI-EM）とは、J.P.Morgan Securities Inc.が算出し公表している現地通貨建ての新興国国債のパフォーマンスを表す指数です。当指数の著作権はJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

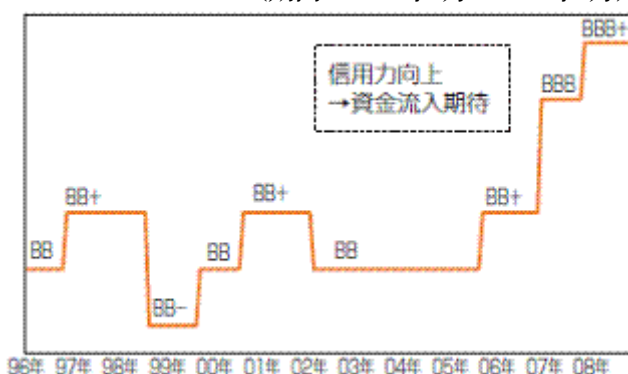


信用力の改善

●過去と比べ、信用力の高まったブラジルは投資対象として魅力が高まり、債券市場への資金流入が期待されます。

ブラジル政府長期債務（レアル建て）格付けの推移

（期間：1996年6月～2009年4月）

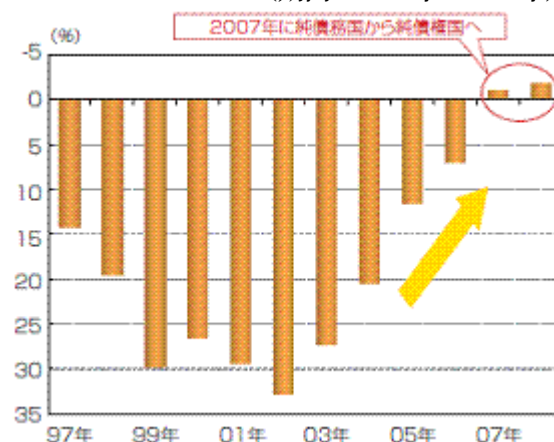


（出所）ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

格付け（長期信用格付け）は、発行される債券の元本返済・利払いの確実性を評価して、その度合いについて一定の記号を用いてランク付けしたものです。上記格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）の国債の自国通貨建長期信用格付けです。今後、政治経済環境により格付けは変更されることがあります。

対外純債務比率の推移（対GDP比）

（期間：1997年～2008年）



（出所）ブラジル中央銀行のデータより三菱UFJ投信作成

当ファンドでは、ブラジル国債への一極集中投資となるため、ブラジル政府の信用リスクに大きく影響を受けます。

本見通し・分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

〔信用格付けと利回りについて〕



Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

上記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



通貨レアルの価値の向上

●貿易収支の改善や高い実質金利水準などを背景に通貨価値の向上が期待されます。

貿易収支の推移と為替レート（円／レアル）

（期間：1999年1月末～2009年4月末）

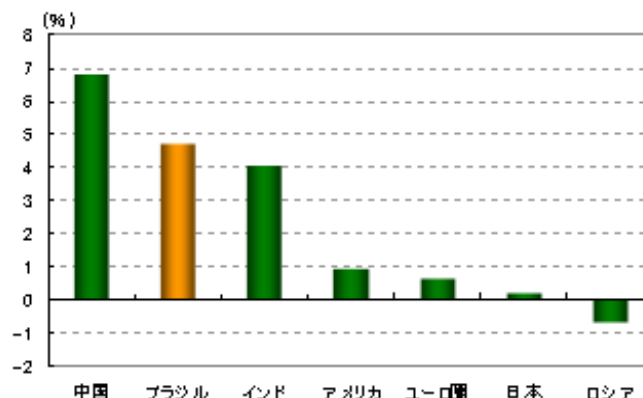


（注）2009年の貿易収支は、年途中のため記載しておりません。

（出所）ブルームバーグ社、ブラジル中央銀行のデータより三菱UFJ投信作成

新興国と先進国の実質金利

（2009年4月末現在）



・実質金利＝各国の政策金利^{※5}－消費者物価指数上昇率^{※6}

※5 中国は貸出基準金利（1年）を使用

※6 インドは卸売物価指数を使用

（出所）ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

・上記各グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

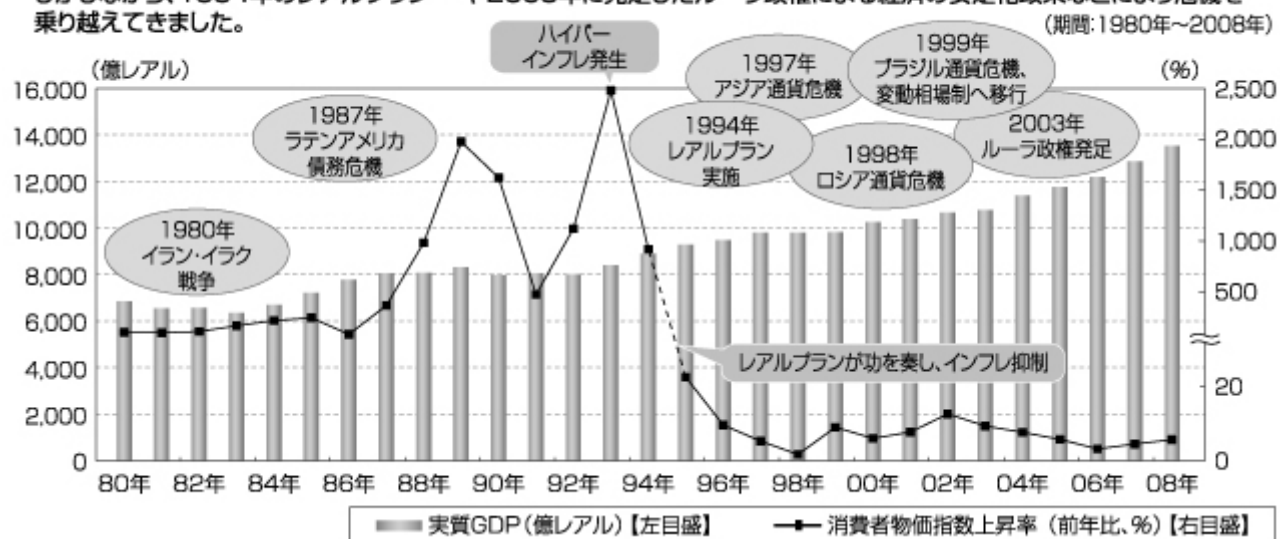
ブラジルは先進主要国と比較して相対的な格付けが低く、また市場の流動性が相対的に低いことなどから、債券価格変動や為替変動が大きくなる可能性があります。

本見通しないし分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

＜ご参考＞ブラジル経済の推移

ブラジルの過去の経済危機

●ブラジルは、過去に対外債務問題、ハイパーインフレ、通貨危機などさまざまな問題を抱えてきました。しかしながら、1994年のレアルプラン※7や2003年に発足したルーラ政権による経済の安定化政策などにより危機を乗り越えてきました。



（出所）IMF ワールド エコノミック アウトルック（2009年4月）、ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

対外債務問題	※7 レアルプランとは
ラテンアメリカ諸国は1980年代に累積債務危機に直面し、ブラジルは1987年に対外債務支払い遅延に陥りました。1999年変動相場制への移行後は対外的な脆弱性も減少し、対外債務問題は解消、2008年4月には、外貨建て国債に対する格付けが投資適格（S&P：BBB-）になりました。	1993年12月に発表された経済改革プログラムで、1994年7月の新通貨レアル（導入時1ドル＝1レアル）の導入を中心に、財政安定化、マネーサプライの抑制、ドルにペッグした為替レート導入、賃金や税金などのスライド制の撤廃を行うことによって、インフレを抑制することを目的とした計画。
ハイパーインフレ（極めて高い率のインフレ）	
ブラジルでは、1980年代後半以降インフレが加速し、ハイパーインフレが発生しましたが、1994年の「レアルプラン」の実施により、インフレ率を1桁台まで抑えることに成功しました。1999年にインフレターゲットを導入し、透明性のある効率的な政策を実施しています。	（出所）ブラデスコ・アセットマネジメント、内閣府の資料より三菱UFJ投信作成

上記は過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

豊富な天然資源（生産量）**鉱物資源**

■鉄鉱石（約3億3,650万トン）（2007年） 世界第1位

■ボーキサイト（アルミニウムの原料） 世界第2位

（約2,284万トン）（2007年）

農畜産物

■大豆（約5,820万トン）（2007年） 世界第2位

■オレンジ（約1,828万トン）（2007年） 世界第1位

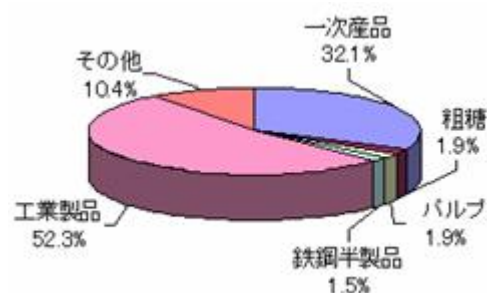
■コーヒー豆（約218万トン）（2007年） 世界第1位

■牛肉（約723万トン）（2003年） 世界第2位

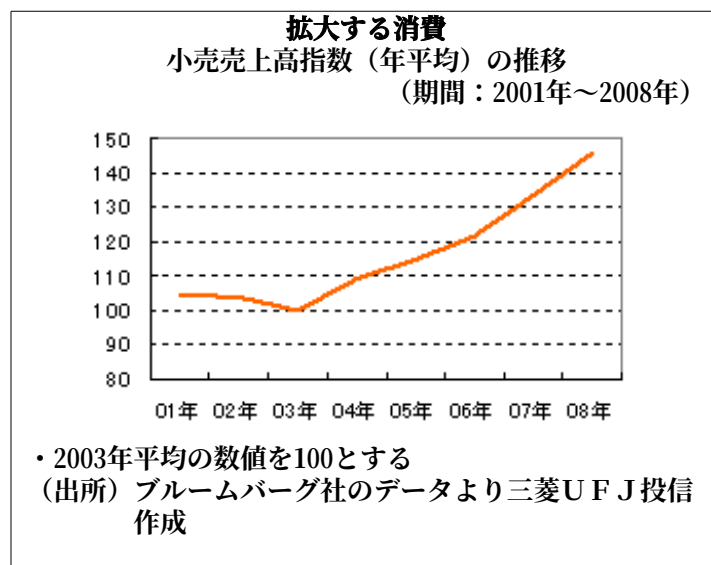
（出所）金属資源情報センターHP「ブラジル連邦共和国の鉱業事情」・金属資源レポート「鉄鉱石市場2007-2009」、総務省「世界の統計2009」より三菱UFJ投信作成

輸出の半分以上を占める工業製品**輸出統計（品目別）**

（2007年）



（出所）独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）のデータより三菱UFJ投信作成

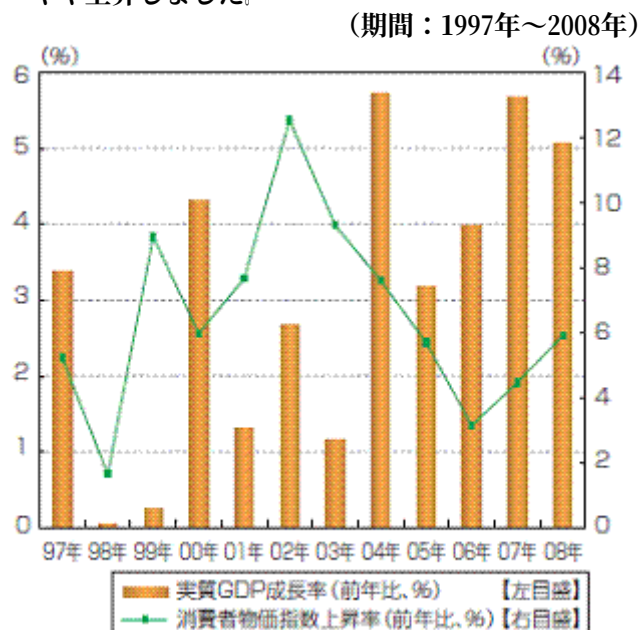


ブラジル経済の成長

●インフレが落ち着きを見せるなか、安定的な成長を実現。GDPの規模は、世界のトップ10に入っています。

実質GDP成長率とインフレ率の推移

●実質GDPは近年、年率4～5%程度の高い伸び。
インフレ率は2006年までは低下傾向ながら、直近はやや上昇しました。



国別名目GDP順位

●GDPの規模は世界のトップ10入りしています。

	2004年	2008年
1位	米国	米国
2位	日本	日本
3位	ドイツ	中国
4位	英国	ドイツ
5位	フランス	フランス
6位	中国	英国
7位	イタリア	イタリア
8位	スペイン	ロシア
9位	カナダ	スペイン
10位	メキシコ	ブラジル
11位	韓国	カナダ
12位	インド	インド
13位	ブラジル	メキシコ
14位	オーストラリア	オーストラリア
15位	オランダ	韓国

（出所）IMF ワールド エコノミック アウトルック（2009年4月）のデータより三菱UFJ投信作成

本見通しないし分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

◆ブラデスコ・グループについて

ブラデスコ・アセットマネジメントはブラジル大手の金融機関グループであるブラデスコ・グループの資産運用会社です。

ブラデスコ・アセットマネジメント

- ・2001年設立。
- ・600本以上のファンドを運用。ブラジル国内での投資家は330万人の規模。
- ・2009年3月末現在、運用総資産額は約1,966億レアル（約8.3兆円：1レアル42.21円で換算）。

外部機関が認める高いクオリティ

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

より運用会社格付けの最高格であるMQ1^{※8}を取得

※8 MQ1の格付けは、Moody'sのマネジメント・クオリティ・レーティングで管理体制が極めて優れていると判断された会社に対する格付けです。

ISO9001：2000^{※9}を取得

※9 『ISO9001』とは、会社の質をテーマとしたマネジメントシステムに関する世界標準規格で、規格のねらいは『顧客満足』です。

（2009年3月末現在）

ブラデスコ銀行

総資産：約4,821億レアル（ブラジル国内金融機関中3位）

（2009年3月現在）

株式時価総額：約651億レアル（ブラジル国内金融機関中2位）

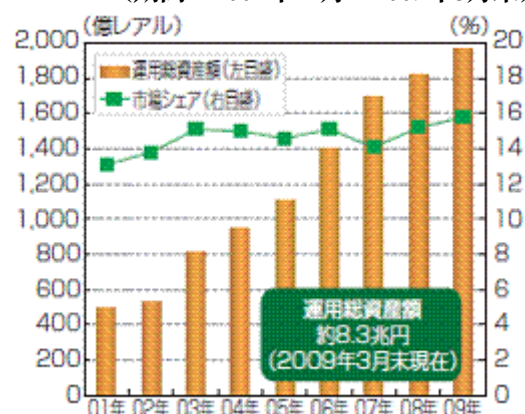
（2009年3月末現在）

- ・当該評価は過去の一定期間の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- ・上記は過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

（出所）ブラデスコ・アセットマネジメントのデータより三菱UFJ投信作成

■運用残高と市場シェアの推移

（期間：2001年12月～2009年3月末）



・各年末現在（2009年は3月末現在）

・「市場シェア」はブラジル全運用会社の運用総資産額のうち、ブラデスコ・アセットマネジメントが占める割合です。



◆ブラジル債券投資における課税の影響について

海外からのブラジル債券投資について、2008年3月より、債券購入時に発生する為替取引に対して、金融取引税が課せられています。2009年4月末現在、ブラジルの政令により金融取引税は免除され、税率は0%になっていますが、今後、税率が引き上げられる可能性があります。

この場合、追加設定などによりブラジル債券を購入する際にかかる税金はファンド全体で負担するので既存受益者も含めた全受益者が負担することになります。

当ファンドでは既存受益者と新規受益者の間で公平性を保つために、追加設定時信託財産留保額を設けて、金融取引税を新規受益者が負担する仕組みにしています。

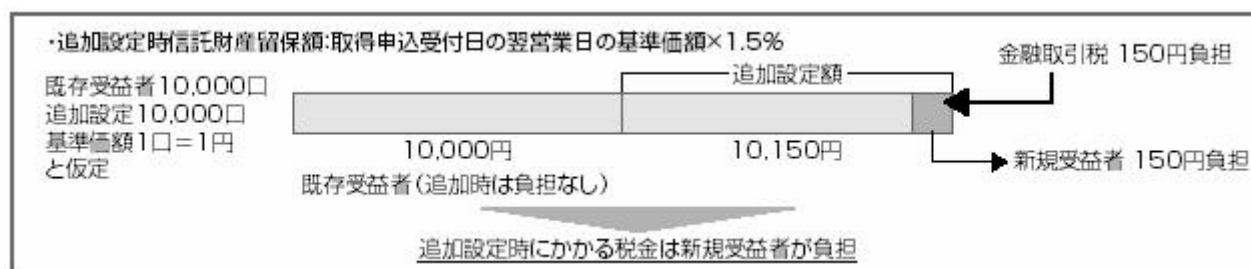
<イメージ図>下記イメージ図は、2008年3月に定められた金融取引税の税率1.5%をもとに作成したものです。

2009年4月末現在、金融取引税の税率は0%になっています。

～追加設定時信託財産留保額を設けない場合～



～追加設定時信託財産留保額（1.5%）を設けた場合～

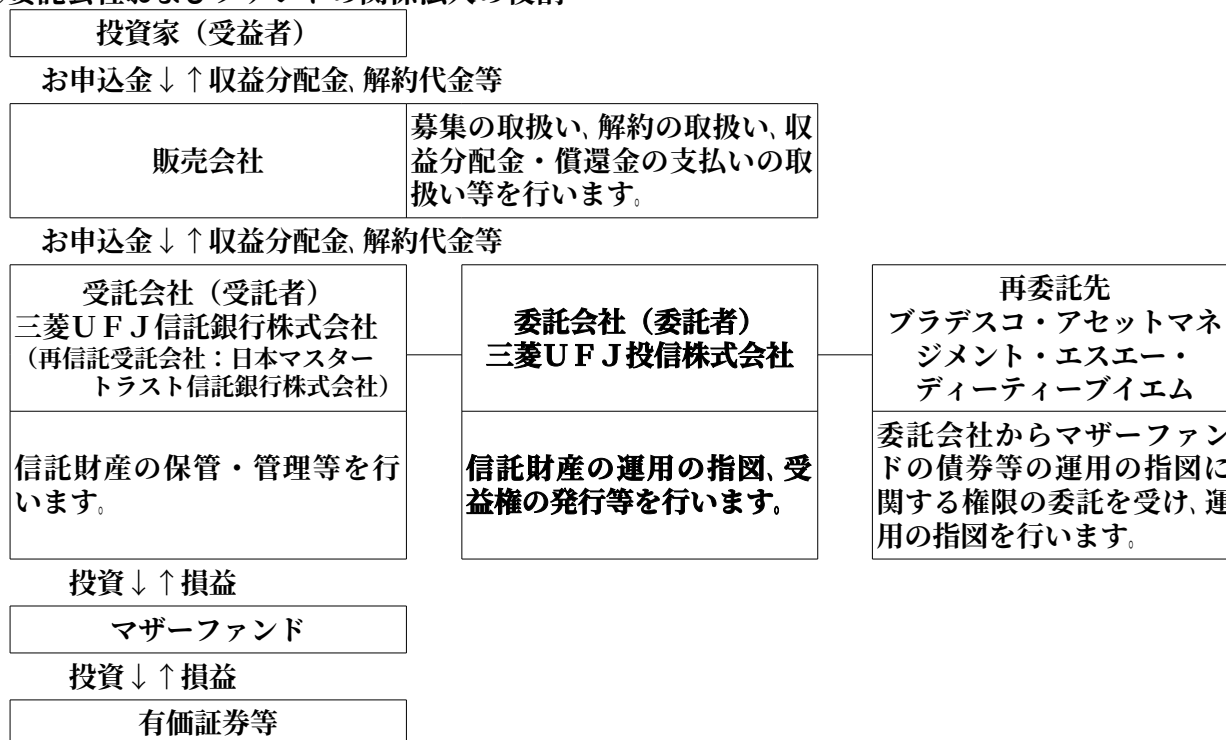


追加設定時信託財産留保額は、ブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定めますが、必ずしも、金融取引税の税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。

上記は、債券購入時に発生する金融取引税に対する理解を深めていただくためのイメージ図であり、実際には常に追加設定額全額でブラジル債券を購入するとは限りません。また、追加設定とともに解約が生じた場合など、実際に発生する金融取引税が少額もしくはかからない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成21年5月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成21年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブラジルリアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするブラデスコ ブラジル債券マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

１０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

１１．コマーシャル・ペーパー

１２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

１４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

１５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの

１６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．にお

いて同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<ブラデスコ ブラジル債券マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

ブラジルレアル建てのブラジル国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主としてブラジルレアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。なお、投資環境等を勘案して、一部、ブラジルレアル建ての国際機関債、政府機関債等に投資する場合があります。

金利や物価の動向、経済情勢や投資環境等を勘案してポートフォリオを構築します。

債券等の運用にあたっては、ブラデスコ・アセットマネジメント・エスエー・ディーティープイエムに、運用の指図に関する権限を委託します。（注）

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

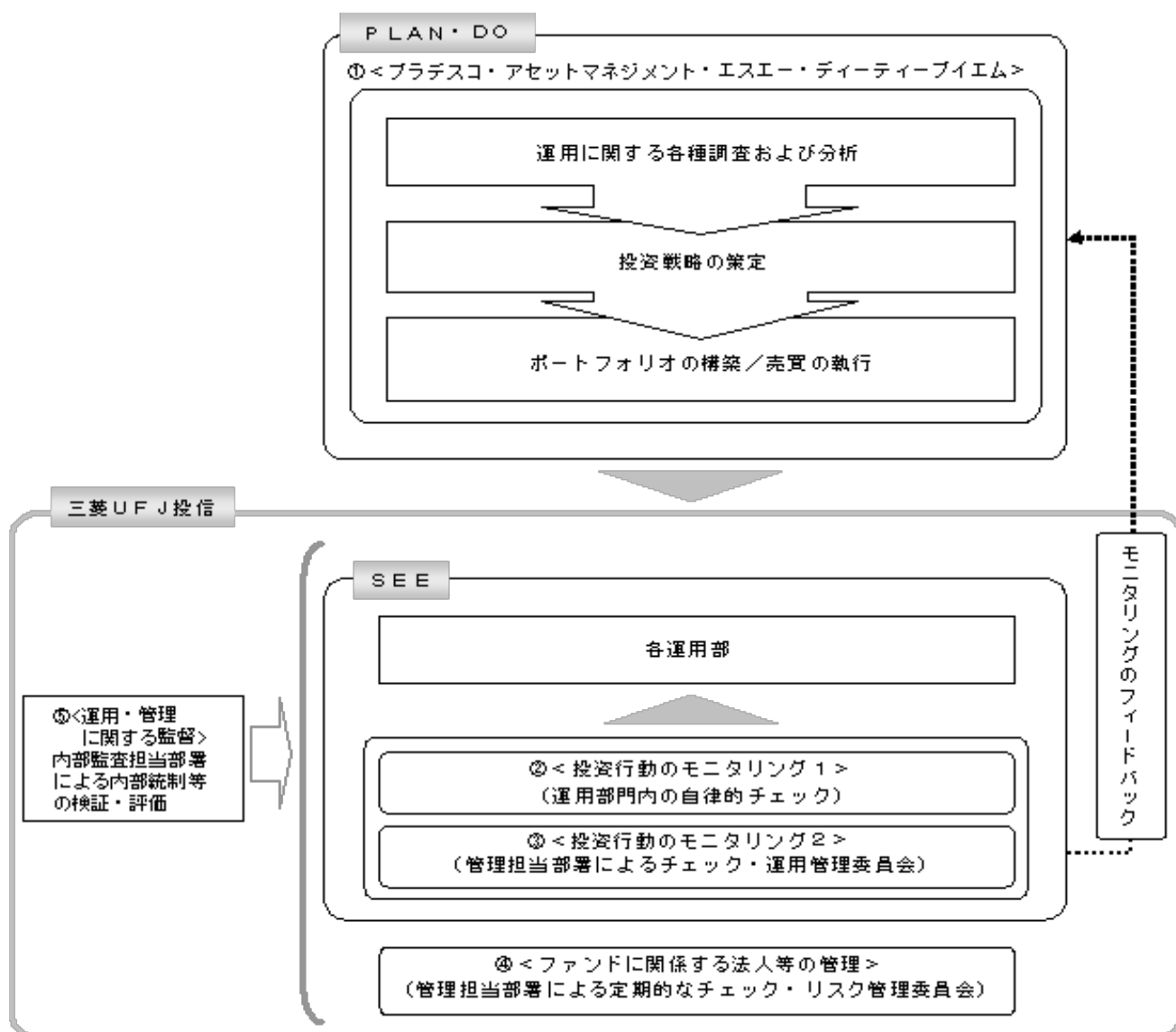
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としています。ブラデスコ ブラジル債券マザーファンドについては、債券等の運用の指図に関する権限を、ブラデスコ・アセットマネジメント・エスエー・ディーティーブイエム（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年7月8日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）」
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）」
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、信託財産の成長性等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての

社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. におい

て「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属す

る外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑪資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑫投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

④カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、原則として毎期収益分配を行う方針ですが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

ファンドは、ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としており、委託会社はブラデスコ ブラジル債券マザーファンドの債券等の運用の指図に関する権限を、ブラデスコ・アセットマネジメント・エスエー・ディー・ティー・ブイエムに委託します。この場合、当該再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先

の確認体制は、以下の通りです。

〔ブラデスコ・アセットマネジメント・エスエー・ディーティーブイエムの投資リスクに対する管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したリスク・コントロール・マネジメント委員会およびコンプライアンス部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについてリスク管理指標からの逸脱がないか、投資ガイドライン違反がないかどうかのチェックを行なっています。この他に投資ガイドラインなどに関するチェック機能としては、システムにより売買発注をチェックします。

また、毎週、リスク管理部門が、ベンチマークに対するファンドの各種パフォーマンス分析を行っており、毎週、エクゼクティブ・インベスティメント委員会に報告されております。

〔委託会社における運用の指図に関する権限の再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っております。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.15%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率
 申込手数料は販売会社にご確認ください。
 なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。なお、再投資される際の申込価額に追加設定時信託財産留保額が含まれています。

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）」または「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

なお、継続募集期間において、申込価額に追加設定時信託財産留保額が含まれています。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.575%※（税抜 年1.5%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.735%※ （税抜 年0.7%）	年0.7875%※ （税抜 年0.75%）	年0.0525%※ （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

委託会社からマザーファンドの債券等の運用の指図に関する権限を委託された再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年1月、4月、7月および10月の8日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.35%を乗じて得た金額とします。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの追加信託に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
 - ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
 - ・先物取引・オプション取引に要する費用
 - ・有価証券の保管に要する費用

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）」

(1)【投資状況】

平成21年4月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	24,710,247,502	99.53
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	117,662,382	0.47
純資産総額		24,827,909,884	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成21年4月30日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率（％）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）	償還期限 （年/月/日）	
日本	ブラデスコ ブラジル債券	親投資信託 受益証券	—	21,871,346,701	1.1335	24,791,279,846	—	99.53
	マザーファンド				1.1298	24,710,247,502	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成21年4月30日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.53
合 計	99.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成21年 2月 9日)	14,376,959,650 (分配付) 14,231,841,249 (分配落)	9,907 (分配付) 9,807 (分配落)
第2計算期間末日 (平成21年 3月 9日)	17,473,165,545 (分配付) 17,299,502,724 (分配落)	10,062 (分配付) 9,962 (分配落)
第3計算期間末日 (平成21年 4月 8日)	24,957,380,190 (分配付) 24,730,676,980 (分配落)	11,009 (分配付) 10,909 (分配落)
平成20年11月末日	11,397,014,045	9,433
12月末日	11,149,403,642	9,111
平成21年 1月末日	12,384,912,806	9,460
2月末日	16,607,402,972	10,070
3月末日	21,904,788,552	10,307
4月末日	24,827,909,884	10,858

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	100円
第2計算期間	100円
第3計算期間	100円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△0.93
第2計算期間	2.60
第3計算期間	10.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）」

(1) 投資状況

平成21年4月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,749,990,131	99.51
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	28,516,869	0.49
純資産総額		5,778,507,000	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年4月30日現在

国／ 地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	ブラデスコ ブラジル債券	親投資信託 受益証券	—	5,089,387,619	1.1337	5,769,838,744	—	99.51
	マザーファンド				1.1298	5,749,990,131	—	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成21年4月30日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

下記計算期間末日および平成21年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成21年 4月 8日)	6,154,962,941 (分配付) 6,149,495,177 (分配落)	11,257 (分配付) 11,247 (分配落)
平成20年11月末日	5,078,579,120	9,431
12月末日	4,920,958,115	9,109
平成21年 1月末日	5,169,567,774	9,457
2月末日	5,705,015,292	10,189
3月末日	5,780,272,407	10,533
4月末日	5,778,507,000	11,196

②分配の推移

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円

③収益率の推移

	収益率 (%)
第1計算期間	12.57

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

<参考>

「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成21年4月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	29,713,893,226	97.55
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	745,707,869	2.45
純資産総額		30,459,601,095	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成21年4月30日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
ブラジル	BRAZIL-LTN 110101	国債証券	—	256,350,000.00	37,789.73 37,988.7460	9,687,399,681 9,738,415,055	— 2011/01/01	31.97
ブラジル	BRAZIL-LTN 100101	国債証券	—	180,550,000.00	41,914.69 42,140.4426	7,567,697,423 7,608,456,913	— 2010/01/01	24.98
ブラジル	10(IN)BRAZIL NTN-F120101	国債証券	—	113,100,000.00	44,859.11 44,889.8204	5,073,565,983 5,077,038,691	10.000000 2012/01/01	16.67
ブラジル	BRAZIL-LTN 090701	国債証券	—	72,600,000.00	43,924.86 44,180.4686	3,188,945,199 3,207,502,024	— 2009/07/01	10.53
ブラジル	10(IN)BRAZIL NTN-F170101	国債証券	—	53,400,000.00	40,518.52 40,227.7246	2,163,689,075 2,148,160,493	10.000000 2017/01/01	7.05
ブラジル	BRAZIL-LTN 100701	国債証券	—	48,200,000.00	39,918.07 40,131.1213	1,924,051,136 1,934,320,047	— 2010/07/01	6.35

(注1) 単価は、券面総額1,000当たりの価額です。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成21年4月30日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	97.55
合 計	97.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年11月7日 設定日、信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、継続募集期間において、以下の日は申込みできません。 サンパウロ証券取引所の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ニューヨークの銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	当初募集期間：1口当たり1円 継続募集期間：販売基準価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額＋追加設定時信託財産留保額）
追加設定時信託財産留保額（継続募集期間）	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×0% （ブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率。料率は今後変更になる可能性があります。必ずしも、金融取引税の税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。）
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×3.15%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。なお、再投資される際の申込価額に追加設定時信託財産留保額が含まれています。 スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。 なお、継続募集期間において、申込価額に追加設定時信託財産留保額が含まれています。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります、また、販売会社によっては、「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）」と「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）」のいずれか一方のファンドのみ取り扱う場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間（継続募集期間）	原則、午後3時（平日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 サンパウロ証券取引所の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ニューヨークの銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（平日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。

その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
-----	---

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額・販売基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額・販売基準価額の照会方法	基準価額・販売基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、販売基準価額は計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成20年11月7日から平成30年10月9日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	--

(4)【計算期間】

計算期間	〔ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）〕 原則として、毎月9日から翌月8日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成20年11月7日から平成21年2月9日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。 〔ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）〕 原則として、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成20年11月7日から平成21年4月8日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は契約締結日から平成21年10月8日までとし、期間満了日の6ヵ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申出がない限り1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

運用報告書の作成	委託会社は、毎年4月および10月（初回は平成21年4月）に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第4【ファンドの経理状況】

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。ただし、当特定期間は、平成20年11月7日から平成21年4月8日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成20年11月7日から平成21年4月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドの第1期計算期間は、約款第37条により、平成20年11月7日から平成21年4月8日までとしております。
- 4 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年11月7日から平成21年4月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

当期 [平成21年4月8日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	429,303,132
親投資信託受益証券	24,621,693,916
未収入金	73,000,000
未収利息	1,278
流動資産合計	25,123,998,326
資産合計	25,123,998,326
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	226,703,210
未払解約金	139,760,171
未払受託者報酬	892,851
未払委託者報酬	25,892,634
その他未払費用	72,480
流動負債合計	393,321,346
負債合計	393,321,346
純資産の部	
元本等	
元本	※1 22,670,321,013
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,060,355,967
（分配準備積立金）	1,999,036,056
元本等合計	24,730,676,980
純資産合計	24,730,676,980
負債純資産合計	25,123,998,326

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成20年11月 7日 至 平成21年 4月 8日
営業収益	
受取利息	68,502
有価証券売買等損益	2,652,372,676
営業収益合計	2,652,441,178
営業費用	
受託者報酬	3,077,564
委託者報酬	※1 89,249,349
その他費用	369,648
営業費用合計	92,696,561
営業利益	2,559,744,617
経常利益	2,559,744,617
当期純利益	2,559,744,617
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,616,229
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	269,526,803
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	962,918
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	268,563,885
剰余金減少額又は欠損金増加額	209,814,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	881,494
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	208,933,298
分配金	※2 545,484,432
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,060,355,967

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 (自 平成20年11月 7日 至 平成21年 4月 8日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	当期 [平成21年4月8日現在]
※ 1 期首元本額	11,656,604,261円
期中追加設定元本額	11,400,122,715円
期中一部解約元本額	386,405,963円
2 特定期間末日における受益権の総数	22,670,321,013口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0909円 (10,909円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期（自 平成20年11月7日 至 平成21年4月8日）

※ 1 運用に係る権限を委託するための費用

「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年0.35%の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※ 2 分配金の計算過程

		(自 平成20年11月7日 至 平成21年2月9日)
費用控除後の配当等収益額	A	383,016,536円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	22,329,136円
分配準備積立金額	D	—
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	405,345,672円
当ファンドの期末残存口数	F	14,511,840,127口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	279円
1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	145,118,401円

		(自 平成21年2月10日 至 平成21年3月9日)
費用控除後の配当等収益額	A	106,431,480円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	84,714,977円
分配準備積立金額	D	237,250,071円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	428,396,528円
当ファンドの期末残存口数	F	17,366,282,124口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	246円
1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	173,662,821円

		(自 平成21年3月10日 至 平成21年4月8日)
費用控除後の配当等収益額	A	155,596,654円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,902,488,700円

収益調整金額	C	188,787,420円
分配準備積立金額	D	167,653,912円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,414,526,686円
当ファンドの期末残存口数	F	22,670,321,013口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,065円
1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	226,703,210円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当期 [平成21年4月8日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	24,621,693,916	2,126,283,244
合計	24,621,693,916	2,126,283,244

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

- 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- 株式
該当事項はありません。

- 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数 (口)	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	21,716,082,128	24,621,693,916	
	親投資信託受益証券 小計	21,716,082,128	24,621,693,916	
	合計	21,716,082,128	24,621,693,916	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 期 [平成21年4月8日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	90,981,242
親投資信託受益証券	6,119,654,403
未収入金	33,000,000
未収利息	270
流動資産合計	6,243,635,915
資産合計	6,243,635,915
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	5,467,764
未払解約金	53,562,939
未払受託者報酬	1,163,007
未払委託者報酬	33,727,014
その他未払費用	220,014
流動負債合計	94,140,738
負債合計	94,140,738
純資産の部	
元本等	
元本	※1 5,467,764,286
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	681,730,891
（分配準備積立金）	686,438,044
元本等合計	6,149,495,177
純資産合計	6,149,495,177
負債純資産合計	6,243,635,915

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

第 1 期 自 平成20年11月 7日 至 平成21年 4月 8日	
営業収益	
受取利息	34,086
有価証券売買等損益	746,904,578
営業収益合計	746,938,664
営業費用	
受託者報酬	1,163,007
委託者報酬	※1 33,727,014
その他費用	220,014
営業費用合計	35,110,035
営業利益	711,828,629
経常利益	711,828,629
当期純利益	711,828,629
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	19,922,821
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	994,352
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	994,352
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,701,505
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,701,505
分配金	※2 5,467,764
期末剰余金又は期末欠損金（△）	681,730,891

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 1 期 (自 平成20年11月 7日 至 平成21年 4月 8日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 [平成21年4月8日現在]
※ 1 期首元本額	5,287,185,754円
期中追加設定元本額	598,631,665円
期中一部解約元本額	418,053,133円
2 計算期間末日における受益権の総数	5,467,764,286口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1247円 (11,247円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成20年11月7日 至 平成21年4月8日)

※ 1 運用に係る権限を委託するための費用

「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年0.35%の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※ 2 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	247,306,463円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	444,599,345円
収益調整金額	C	3,790,191円
分配準備積立金額	D	—
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	695,695,999円
当ファンドの期末残存口数	F	5,467,764,286口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,272円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,467,764円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成21年4月8日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,119,654,403	733,516,522
合計	6,119,654,403	733,516,522

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

2 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数（口）	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	5,397,472,573	6,119,654,403	
	親投資信託受益証券 小計	5,397,472,573	6,119,654,403	
合計		5,397,472,573	6,119,654,403	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成21年4月8日現在]
	金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	769,704
コール・ローン	880,412,383
国債証券	30,109,036,906
派生商品評価勘定	979,840
未収利息	2,621
流動資産合計	30,991,201,454
資産合計	30,991,201,454
負債の部	
流動負債	
未払金	144,928,076
未払解約金	106,000,000
流動負債合計	250,928,076
負債合計	250,928,076
純資産の部	
元本等	
元本	※1 27,113,554,701
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,626,718,677
元本等合計	30,740,273,378
純資産合計	30,740,273,378
負債純資産合計	30,991,201,454

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成20年11月 7日 至 平成21年 4月 8日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成21年4月8日現在]
※ 1 期首	
期首元本額	平成20年11月7日 16,859,071,065円
期首からの追加設定元本額	10,703,228,710円
期首からの一部解約元本額	448,745,074円
元本の内訳※	
ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）	21,716,082,128円
ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）	5,397,472,573円
（合 計）	27,113,554,701円
2 計算期間末日における受益権の総数	27,113,554,701口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1338円 (11,338円)

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	[平成21年4月8日現在]	
種 類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	30,109,036,906	1,176,579,058
合 計	30,109,036,906	1,176,579,058

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成20年11月 7日 至 平成21年 4月 8日 ）
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	[平成21年4月8日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ブラジルリアル	143,692,160	—	144,672,000	979,840
	合 計	143,692,160	—	144,672,000	979,840

（注）時価の算定方法

1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
ブラジルレアル				
国債証券	10(IN)BRAZIL NTN-F120101	113,100,000.00	113,022,187.20	
	10(IN)BRAZIL NTN-F170101	53,400,000.00	48,199,801.20	
	BRAZIL-LTN 090701	82,800,000.00	81,020,296.80	
	BRAZIL-LTN 100101	180,550,000.00	168,583,146.00	
	BRAZIL-LTN 100701	48,200,000.00	42,861,464.40	
	BRAZIL-LTN 110101	252,200,000.00	212,294,898.40	
	国債証券 小 計	730,250,000.00	665,981,794.00 (30,109,036,906)	
ブラジルレアル 小 計		730,250,000.00	665,981,794.00 (30,109,036,906)	
合 計		—	30,109,036,906 (30,109,036,906)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジルレアル	国債証券 6銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）」

【純資産額計算書】

平成21年4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	24,869,370,504
II 負債総額	41,460,620
III 純資産総額（I－II）	24,827,909,884
IV 発行済口数	22,865,743,474 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0858 (1万口当たり 10,858)

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）」

純資産額計算書

平成21年4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,822,824,439
II 負債総額	44,317,439
III 純資産総額（I－II）	5,778,507,000
IV 発行済口数	5,161,360,309 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.1196 (1万口当たり 11,196)

<参考>

「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成21年4月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	30,627,082,787
II 負債総額	167,481,692
III 純資産総額（I－II）	30,459,601,095
IV 発行済口数	26,960,734,320 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.1298 (1万口当たり 11,298)

第5【設定及び解約の実績】

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）」

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	14,572,933,541	61,093,414	14,511,840,127
第2計算期間	2,895,860,061	41,418,064	17,366,282,124
第3計算期間	5,587,933,374	283,894,485	22,670,321,013

(注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）」

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,885,817,419	418,053,133	5,467,764,286

(注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成21年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年5月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年5月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数	純資産総額
	(本)	(百万円)
追加型株式投資信託	330	5,236,583
追加型公社債投資信託	18	441,153
単位型株式投資信託	10	90,073
単位型公社債投資信託	6	74,746
合 計	364	5,842,555

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比(%)		金 額 (千円)	構成比(%)	
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	※2	13,048,512			8,398,952		
有価証券	※2	7,000,000			11,498,934		
前払費用		176,784			130,052		
未収入金		754,110			133,300		
未収委託者報酬		5,719,241			3,496,056		
未収収益	※2	9,851			77,468		
繰延税金資産		470,611			289,685		
金銭の信託	※2	1,000,000			1,000,000		
その他		2,358			13,229		
流動資産 計			58.4			57.8	
		28,181,470			25,037,680		
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	378,922			368,327		
器具備品	※1	165,354			168,906		
土地		1,205,031			1,205,031		
		1,749,308	3.6		1,742,265	4.0	
無形固定資産							
電話加入権		15,822			15,822		
ソフトウェア		833,346			809,683		
ソフトウェア仮勘定		—			7,316		
その他		200			156		
		849,369	1.8		832,978	1.9	
投資その他の資産							
長期性預金	※2	—			2,000,000		
投資有価証券		15,643,182			11,906,934		
関係会社株式		481,812			431,812		
長期差入保証金	※2	844,628			844,978		
長期前払費用		44,419			4,371		
繰延税金資産		437,600			473,766		
その他		20,485			20,485		
		17,472,127	36.2		15,682,348	36.2	
固定資産 計			41.6			42.2	
		20,070,805			18,257,593		
資産合計			100.0			100.0	
		48,252,276			43,295,274		

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		構成比(%)	金 額 (千円)		構成比(%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金		123,164			1,038,438		
未払金							
未払収益分配金		259,035			272,705		
未払償還金		2,234,769			2,047,207		
未払手数料	※2	2,414,475			1,440,183		
その他未払金		122,624			110,716		
未払費用	※2	1,190,361			781,556		
未払消費税等		150,778			—		
未払法人税等		3,063,071			595,981		
仮受金		9			43		
賞与引当金		473,000			478,200		
流動負債 計			10,031,290	20.8		6,765,032	15.6
固定負債							
長期未払金		40,175			—		
退職給付引当金		13,752			13,304		
役員退職慰労引当金		80,428			54,658		
固定負債 計			134,355	0.3		67,962	0.2
負債合計			10,165,645	21.1		6,832,995	15.8
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,131	4.1		2,000,131	4.6
資本剰余金							
資本準備金		222,096			222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5		222,096	0.5
利益剰余金							
利益準備金		342,589			342,589		
その他利益剰余金							
別途積立金		6,998,000			6,998,000		
繰越利益剰余金		28,643,217			27,520,492		
利益剰余金合計			35,983,807	74.6		34,861,082	80.5
株主資本合計			38,206,035	79.2		37,083,309	85.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△119,404	△0.2		△621,031	△1.4
純資産合計			38,086,630	78.9		36,462,278	84.2
負債純資産合計			48,252,276	100.0		43,295,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業収益		53,528,583			42,137,383		
委託者報酬		17,390			7,887		
その他営業収益		9,522	53,555,496	100.0	8,381	42,153,652	100.0
投資顧問料							
その他							
営業費用	※2	23,552,779			18,452,482		
支払手数料		1,256,792			911,798		
広告宣伝費		4,837			4,088		
公告費							
調査費		708,443			778,991		
調査費		5,547,898			4,427,117		
委託調査費		248,027			229,877		
事務委託費							
営業雑経費		119,248			114,009		
通信費		675,259			640,249		
印刷費		43,595			42,295		
協会費		6,863			6,356		
諸会費		858,095	33,021,841	61.6	820,190	26,427,456	62.7
事務機器関連費							
一般管理費							
給料		176,700			171,783		
役員報酬		3,069,369			3,243,471		
給料・手当		473,000			478,200		
賞与引当金繰入		383,722			427,372		
福利厚生費		20,733			20,785		
交際費		130,178			126,644		
旅費交通費		129,920			112,608		
租税公課		666,879			658,309		
不動産賃借料		116,927			151,382		
退職給付費用		17,691			17,566		
役員退職慰労引当金繰入		289,851			345,975		
固定資産減価償却費		348,524	5,823,499	10.9	368,982	6,123,082	14.5
諸経費							
営業利益			14,710,155	27.5		9,603,113	22.8

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	※2	44,838			55,030		
受取利息	※2	41,460			21,926		
有価証券償還益		—			—		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		—			2,124,730		
固定資産除却損	※1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			—		
移転関連費用		13,467			—		
造作変更費用		3,330			—		
その他		—	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2.固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	—
それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4.引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
5.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末7,000,000千円）は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）及び「金融商品会計に関するQ&A」（会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日）が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※ 1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
※ 2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

(損益計算書関係)

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1.固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウェア 527千円
※ 2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月 1日

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,811,830千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 14,600円
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月30日

（有価証券関係）

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小 計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,833,157	10,193,313	△639,843
	小 計	10,833,157	10,193,313	△639,843
合 計		12,616,389	12,277,145	△339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	—	782,596	—	—
合 計	—	782,596	—	—

第24期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,557,951	7,573,200	△984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	△984,750
合 計		10,023,119	9,096,067	△927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	—
合 計	498,934	2,262,320	482,062	—

(デリバティブ取引関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△858,846	△771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△131,810	△316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	△9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>△13,752</u>	<u>△13,304</u>

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	△14,624	△10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

(注) 銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同 左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	<u>△827,166</u>	<u>△1,880,292</u>
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金負債 合計	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>908,211</u>	<u>763,452</u>

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3

（関連当事者情報）

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円	—	—
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円	—	—
								株式の売却	197,568 千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円
						投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
							マルチコーラブル預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成20年9月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成20年9月末現在)	③事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,195百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,445百万円 (平成20年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）再委託先

- ①名称：ブラデスコ・アセットマネジメント・エスエー・ディーティーブイエム
 ②資本金の額：97,150,000レアル（平成20年6月末現在）
 ③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- （3）再委託先：委託会社からマザーファンドの債券等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年5月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年2月23日 臨時報告書

平成21年2月12日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年11月25日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）の平成20年11月7日から平成21年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）の平成21年4月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）の平成20年11月7日から平成21年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）の平成21年4月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。